

生活衛生とちぎ

編集・発行

栃木県保健福祉部生活衛生課
〒320-8501
宇都宮市鳩田1-1-20 TEL.028(623)3110
公益財団法人 栃木県生活衛生
〒320-0027 営業指導センター
宇都宮市鳩田1-3-5 砂川ビル
TEL.028(623)2660



謹賀新年



年頭のごあいさつ



公益財団法人栃木県生活衛生営業指導センター

理事長 柳 勲

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては、ご健勝で輝かしい新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

旧年中は、当センターの運営並びに諸事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、我が国の経済情勢を見ると、アベノミクスの効果により、個人消費が伸び、企業の設備投資も持ち直していることなどにより景気は緩やかに回復しているとの判断がなされていますが、地方ではいまだ実感できない状況であり、特に、我々の生衛業は景気低迷の影響を真っ先に受け、景気回復の恩恵は一番最後に受けると言われており、依然として厳しい状況が続いております。

このような状況の中で、生活衛生関係営業は、地域社会において県民の日常生活に最も身近な存在であり、私たちが生活していくうえで欠くことのできないサービスや食品を提供しており、少子高齢化や消費者ニーズの多様化など、絶えず変化する社会的要請に的確に対応していかなければなりません。今年こそ我々生衛業が健全な経営を維持し、地域福祉や地域活性化など地域とのつながりをもって、人と人との絆を大切に、引き続き、地域社会に貢献していくことが求められております。

当センターといたしましても、消費者に安全・安心なサービスや食品が提供できますよう、行政当局をはじめ関係機関、関係団体のご指導いただきながら諸課題に一致団結して取り組み、生衛業界の発展・向上に努めて参りたいと考えておりますので、一層のご支援、ご協力をお願い申し上げます。

最後になりましたが、本年が皆様のご発展、ご繁栄の年となりますよう、心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。

主な内容

年頭のごあいさつ	2	組合だより	6
クリーニング師研修	3	協議会支部だより	8
宇都宮市ふれあい入浴	3	特別賛助会員	8
栃木労働局からのお知らせ	4		



新年のご挨拶

栃木県保健福祉部長 名越 究

生活衛生関係業者の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。

皆様には、日頃から様々な組合活動を通して、本県の生活衛生行政をはじめ、保健福祉行政の推進に多大なる御理解、御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年を振り返ってみますと、東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催決定、和食のユネスコ無形文化遺産への登録といった明るい話題のほか、景況感の好転など景気にも明るさが見えてきた年でした。その一方で、原材料や光熱費の価格上昇などにより、生活衛生関係業者の皆様には、引き続き、厳しい経営環境であったと推察いたします。

改めて申すまでもなく、生活衛生関係営業は、日常生活に必要不可欠なサービスと商品を提供するという、充実した県民生活のためにはなくてはならない大切な役割を担っており、「安全・安心」なサービスの提供が第一に求められるところです。皆様には、自主衛生管理の一層の徹底など「安全・安心」の確保に努めていただきますとともに、生活文化の創造、環境保全への積極的対応といった社会的要請にも応えられ、本県経済の活性化をリードする一員として、魅力的な地域社会づくりに貢献されますことを多いに期待するものであります。

厳しい財政状況ではありますが、県といたしましても、生活衛生関係営業における経営の健全化と衛生水準の向上を促進するため、各種施策を積極的に展開し、更なる振興を図って参りますので、(公財)栃木県生活衛生営業指導センターにおかれましては、柳理事長を中心に、県民の生活衛生の確保及び安全・安心な地域社会づくりの推進に、より一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、生活衛生関係業者の皆様の方々の御発展と御活躍を心から祈念申し上げまして、新年のあいさつといたします。



新年のご挨拶

日本政策金融公庫 宇都宮支店

支店長 佐藤 真

平成26年の年頭にあたり、謹んで新年のご挨拶申し上げます。皆さまにおかれましては、健やかな新年をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

昨年を顧みますと、日本経済は政府の経済対策や金融政策などアベノミクス効果により景気が上向き、生活衛生関係営業におきましても業況に持ち直しの兆しがみられました。

新たな年は、生活衛生関係営業にとってさらなる飛躍の年となることを願うものであります。

日本公庫においては、生活衛生関係営業の皆様方を支援すべく、振興事業貸付における特別利率適用設備の追加、生活衛生セーフティネット貸付の特例措置の取扱機関の延長、及び東日本大震災復興特別貸付の資金使途の拡充など適時の対策を講じてまいりました。また、経営支援や創業支援の必要性が求められており、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も、生活衛生関係営業の振興・発展のため(公財)栃木県生活衛生営業指導センターをはじめ県内14の生活衛生同業組合など関係機関の皆さまとの連携を強め、生活衛生関係業者の皆さまの身近な金融機関としてお役に立てるよう努力してまいりますので、引き続きご支援を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆さま方にとりまして、ご発展とご繁栄の年となることを心から祈念いたしまして、年頭のご挨拶とさせていただきます。



クリーニング師研修等事業

新たな研修・講習(第9クール)が始まりました。

『受け付け時の点検と引渡し時の確認は、時間をかけて、ていねいに行ってください。お客様の信頼を受け、トラブルを防ぐためにも、店舗カウンターの重要な業務です。』と話す、講師の声が響きます。

法で定められた、クリーニング師や業務従事者向けの研修・講習は、今年度(25年度)から新たな第9クール(期間は、27年度までの3年間)に入り、テキストや補助教材なども一新されて始まりました。



27年度までに研修を受講する必要があります。

これらの研修等は、地区別に、次のとおり開催(予定)されます。

年度	クリーニング師「研修」	業務従事者「講習」
25	① 県西=済み、② 県南=済み	① 県北=済み、② 県西=2/18
26	① 安足、② 宇都宮、③ 県東	① 県南、② 安足、③ 宇都宮
27	① 県北、② 未受講者(全県)	① 県東、② 未受講者(全県)

研修は、クリーニング師に受講が義務づけられており、また各健康福祉センター・保健所も受講を促進しておりますので、ぜひ研修を受けてください。

*** 3年に一度「クリーニング師研修」・「従事者講習」を受講しましょう ***
26年度は、第9クール(25~27年度)の2年目です。

*** 「変更」・「廃止」・「承継」等が生じたときには、忘れずに
健康福祉センター(保健所)に届出を行いましょう ***

栃木県公衆浴場業生活衛生同業組合宇都宮支部 宇都宮市ふれあい入浴

当組合は、地域住民の日常生活に欠くことのできない入浴施設で「物価統制令(昭和21年3月勅令第118号)」によって入浴料金が統制されているいわゆる「銭湯」で構成されているが、今日、家風呂や多様な形態の入浴施設の進出により、組合員の経営は大変逼迫している。

このような中、宇都宮支部は昭和50年度より宇都宮市からの補助を受けて、組合員の銭湯を利用する高齢者に対し、福祉の増進に寄与する目的で、「宇都宮市高齢者無料入浴事業」を実施しており、平成24年度の実績は4,739名の方が入浴された。また、平成11年度からは在宅の虚弱な高齢者や身体障害者等に入浴サービスを提供することにより、心身の保持と社会的孤立感の解消を図るため、「宇都宮市福祉入浴援助事業」を実施しており、平成24年度は月/2回実施し、約850名の方が入浴された。

この他、当組合としては平成7年より栃木県から「公衆浴場振興計画補助事業」として、毎月26日に県内の組合員の施設で、入浴剤を用いた「風呂の日」を実施し、入浴を通して健康の保持、増進に寄与している。

一方、組合員が独自に季節に応じたイベントとして「牛乳風呂、しょうぶ湯、ゆず湯」などを実施するとともに、更に組合員の中には、ジョギング後の入浴サービスとして「ランナーズ銭湯」をも計画しているなど入浴者へのサービス向上に努めている。



事業主のみなさまへ

労働保険の成立手続は お済みですか

～労働者を一人でも雇用していれば労働保険に加入する必要があります～

労働保険とは

労災保険と雇用保険とを総称した言葉で、政府が管掌する強制保険制度です。

労働者を一人でも雇用していれば、加入手続き行わなければなりません（農林水産の一部の事業は除きます）。

労災保険とは

労働者の方が業務中や通勤途上に事故にあった場合に、必要な保険給付を行い、被災された方や遺族の方の生活を保護し、併せて社会復帰を促進する事業を行うための保険制度です。

雇用保険とは

労働者の方が失業した場合に、失業手当等を給付したり再就職を促進する事業を行うための保険制度です。

新たに労働者を雇い入れた場合は、保険料の納付とは別に、その都度、事業所を管轄する公共職業安定所（ハローワーク）に「雇用保険被保険者資格取得届」の提出が必要です。

労働保険の適用事業情報がインターネットで確認いただけます

- 平成22年12月から、事業主が労働保険の加入に必要な手続きを行っているか否かを、求職者や労働者の方々がインターネット上で検索できるようになります。
- 詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください。

http://www2.mhlw.go.jp/topics/seido/daijin/hoken/980916_1.htm
厚生労働省トップページ「行政分野ごとの情報」内「労働基準」→「労働保険の適用・徴収」
→労働保険に関する総合情報はこちら



加入を怠っていた期間に労働災害が発生した場合

事業主が**故意**または**重大な過失**により、労働保険関係成立届(労働保険への加入届)を提出していない期間中に労働災害が生じ、労災保険給付を行った場合、事業主から①～②を徴収することになります。

- ① 最大2年間遡った労働保険料及び追徴金(10%)
- ② 以下により、労災保険給付額の100%又は40%

(1)労働保険の加入手続について労働局職員等から加入推奨・指導を受けていた場合



事業主が**故意**に手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の100%を徴収

(2)(1)以外で、労働保険の適用事業となってから(労働者を雇用してから)1年を経過していた場合



事業主が**重大な過失**により手続を行わなかったものと認定し、労災保険給付額の40%を徴収

※なお、労災保険の加入後においても、

- ◇事業主が一般保険料を滞納している期間中に労働災害が発生した場合、労災保険給付額の最大40%
- ◇事業主が故意または重過失により生じさせた事故が原因で労働災害が発生した場合、労災保険給付額の30%が事業主から徴収されます。

加入手続は、労働基準監督署及び公共職業安定所(ハローワーク)で行っております。
まだ加入手続を行っていない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所(ハローワーク)へご相談ください。

労働基準監督署又は公共職業安定所の所在地は以下のアドレスから確認できます。
 労働基準監督署→<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>
 公共職業安定所→<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

- ◎各種の届出等の事務処理については、労働保険事務組合や社会保険労務士に依頼することもできます。

生衛業組合離れとアウト対策

14の生活衛生同業組合合同事業

生活衛生関係営業の厳しい経営環境にあつて、各生衛業組合員の減少に歯止めがかからない現状から、栃木県社交飲食業生活同業組合が、県内の各生活衛生同業組合に呼びかけて、「生衛業再生支援対策事業特別実行委員会」を立ち上げ、その代表幹事に栃木県飲食業生活衛生同業組合田中米作理事長が就任し、組合員離れ問題やアウト対策について協議を行うとともに、組合員を対象に講演会を開催した。

本事業は、(公財)栃木県生活衛生営業指導センターの助成を受けて毎年度実施しているものであり、本年度は9回目となる。

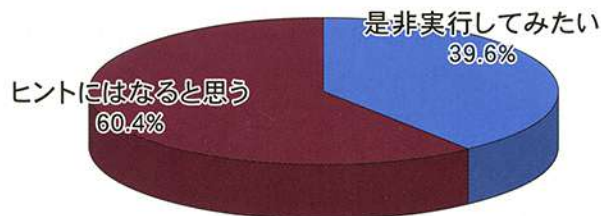
今年の講演は、12月10日に宇都宮市保健所会議室で開催し、講師に生衛業アドバイザー竹谷知江子氏を招いて、「地域ふれあい事業と生活衛生関係営業アウト対策」をテーマに講話をいただき、県内各生衛業組合員80名が参加した。

講演会は、社交飲食業生活衛生同業組合中野智之宇都宮支部長が開会を告げ、代表幹事の田中米作理事長のあいさつに続き、栃木県保健福祉部生活衛生課長田辺悦夫氏、宇都宮市保健所副参事兼生活衛生課長吉成博雄氏からごあいさつをいただき、(公財)栃木県生活衛生営業指導センター専務理事小野塚和康氏から講師が紹介され講演が始まった。

竹谷氏は、生衛業の「地域ふれあい事業」は、お店が所在する地域(自治会)で各生衛業組合員が一体となって地域活動に参加し、活動の中で組合員のお店を提供して、共通する話題で生衛業をアピールすることから始まり、また、アウト対策として、300人の生衛業組合員のひとり一人が1年かけて未加入生衛業者1人を組合に勧誘し300人の増員に結び付けた実例を挙げるなどして熱く話していただいた。

参加者で宇都宮市内の中華料理店経営者は「とても勉強になりました。分かっているが行動ができていないことに反省しています。行動しなければ何も変わらず、まず動くことの重要性を再認識した。『三方(地域・お店・お客様)みなよしをみつけよう』を実践していきたい」と話していた。

今回の講演を聴いて生衛業の店づくりに
役立つと思うか



栃木県食肉生活衛生同業組合
とちぎの食肉まつり うんまいね!!栃木産

とちぎの食肉まつり実行委員会は、県産食肉(牛肉・豚肉)の安全・安心の発信と消費拡大を図るため、宇都宮市にある「みずほの自然の森公園」で、12月7日(土)・8日(日)の2日間にわたって、「とちぎの食肉まつり2013」を開催した。

バーベキュー広場や県内の食肉事業者の即売コーナー、農家が自慢の野菜を持ち寄った農産物コーナーなどに、多くの家族連れやグループ、カップルが訪れ、バーベキューや買物などを楽しんでいた。

この食肉まつりは、平成13年に国内でBSEに感染した牛が確認され、風評被害もあり牛肉の消費が激減した

ため、平成14年にとちぎの食肉の安全・安心を消費者にアピールするため、宇都宮市川田町の宇都宮市食肉地方卸売市場で開催したのが始まりである。

今年は、県内各地からより多くのお客様に会場いただくため、いままで開催していた会場を変更し、初めて「みずほの自然の森公園」で開催した。今年は天候にも恵まれ2日間で約8,000人の方々にご来場いただき、とちぎの食肉の「安全・安心・美味」を味わっていただいた。



栃木県クリーニング業生活衛生同業組合
高品質のドライクリーニングを実現するため

栃木県クリーニング業生活衛生同業組合(理事長柿沼康夫)は、高品質のドライクリーニングの実現を図るために、1月18日にニューみくら(宇都宮市)で「クリーニング業における溶剤管理の重要性とポイント」をテーマに講習会を開いた。県内各地から35名の組合員が参加した。

この講習会は、同組合が本県のクリーニング業の振興と公衆衛生の向上及び利用者の利益の増進に資することを目的に、毎年度開催しているものである。

本講演会には、梅澤典子先生(元全国クリーニング生活衛生同業組合クリーニング総合研究所科長)から「ドライクリーニング洗浄試験」や「全国石油系ドライクリーニング洗浄品質と溶剤管理の実態調査」から得られたデータをもとに「洗浄力の高い洗い方」「再汚染の少ない洗い方」「溶剤管理と洗浄に付随する管理」などを基本に講演をいただいた。

同組合柿沼康夫理事長は、「改めて勉強になった。組合員の皆様方には今回の講習会を契機に溶剤管理に関する知識・技術を一層高めていただき、お客様に衛生的で快適な衣料を提供するとともに、健康被害や火災等の事故防止に万全を期していただきたい。」と話していた。



協議会支部だより

栃木支部

生活衛生同業組合協議会栃木支部(石橋正英支部長)では、12月10日(火)サンプラザにおいて、消費者懇談会を開催しました。

今年、理容生活衛生同業組合(以下「理容組合」)栃木支部(苗木安孝支部長)および壬生支部(清水一男支部長)が担当となり、カット実演、意見交換を行いました。栃木市消費者友の会、壬生町消費者友の会の方々に加え、美容業生活衛生同業組合栃木支部(田谷孟士支部長、以下「美容組合」)等の組合員にも参加していただきました。

県理容組合講師の石川久雄氏によるカット実演では、家庭でできる前髪の切り方などについて説明があり、希望者にはハサミを用いてカットを体験してもらいました。様々な種類のハサミが用意しており、消費者の方だけでなく、美容組合の組合員も興味を持って参加していました。



また理容組合では、各店舗でペットボトルキャップの回収をして社会福祉協議会に届ける活動を行っており、消費者の方から「知らなかった」、「とても素晴らしい」、「アルミ缶のプルトップ回収はしているか?」といった声がありました。

その後の意見交換では、「薄毛の予防法は?」、「リンスとトリートメントの違いは?」、「なぜ美容室では顔そりをやらないのか?」といった様々な質問の他、「理容店には顔そりだけでは入りにくい」などのご意見も寄せられ、盛況のうちに幕を閉じました。

謹 賀 新 年

あけましておめでとうございます

(公財)栃木県生活衛生営業指導センター 特別賛助会員名簿

(平成25年4月1日現在)

株式会社広沢鉄工所

栃木市錦町2-18
【TEL】0282-22-0537

トップツアー株式会社
宇都宮支店

宇都宮市馬場通り2-3-6
【TEL】028-636-7761

栃木県遊技業協同組合

宇都宮市二荒町5-19
【TEL】028-634-6655

伴印刷株式会社

宇都宮市栄町6-10
【TEL】028-622-8901

大江戸温泉物語株式会社
ホテル 鬼怒川御苑

日光市藤原1-1
【TEL】0288-77-1070

日東皮革株式会社

草加市吉町3-4-56
【TEL】048-927-3521

株式会社 板屋
「ホテルニューイタヤ」

宇都宮市大通り2-4-6
【TEL】028-635-5515

株式会社ミヤパック

鹿沼市流通センター
【TEL】0289-76-1901

株式会社横倉本店

宇都宮市間屋町3172-6
【TEL】028-656-7777

株式会社 コジマエージェンシー
「アピア」

宇都宮市星が丘2-1-8
【TEL】028-621-4522

株式会社松井ピ・テ・オ・印刷

宇都宮市陽東5-9-21
【TEL】028-662-2511

株式会社栃木県畜産公社

宇都宮市川田町220
【TEL】028-656-5991